

事務連絡
令和8年1月30日

各都道府県選挙管理委員会事務局 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課

公職選挙法第140条の2第2項等の規定を踏まえた対応について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第140条の2第2項及び同法第164条の6第2項の規定により、選挙運動のための連呼行為や街頭演説を行う者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならないこととされています。

今回の衆議院議員総選挙の選挙運動期間と学校の入試日程が重なること等に伴う対応に係るお尋ねを多くいただいているところですが、上記の公職選挙法の規定を踏まえ、貴都道府県内の学校等からの要請などに応じて、各候補者等への周知を行うなど、候補者間の公平等も確保しつつ、適切に対応いただくようお願いします。

各都道府県選挙管理委員会におかれましては、貴都道府県内市町村選挙管理委員会に対して、この旨周知していただきますようお願いします。

自治行政局選挙部選挙課
栗原
TEL：03-5253-5566
FAX：03-5253-5569